

Title	商法判例研究五〇〇号を記念して
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.9 (2009. 9) ,p.191- 192
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：商法判例研究五〇〇回記念寄稿
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0191">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0191</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 商法判例研究五〇〇号を記念して

この度、慶應義塾大学商法研究会による商法判例研究が、『法学研究』誌上において五〇〇号を数えることとなったことを記念して、時代を超えて何人かの研究会メンバーから記事を寄せていただくことが企画された。そして、本来であれば、私の書いているこの一文は倉澤康一郎名誉教授の執筆によるはずのものであったが、周知の通り先生は二〇〇九年一〇月一三日にお亡くなりになってしまったところから、私にピンチヒッターの要請があり、急遽先生に代わって筆を執ることとなったような次第である。先生の判例研究に対する想いを曲解していることを恐れるが、長く身近に接した者の役割として、先生の商法判例研究や慶應義塾商法研究会に対する想いなどを紹介して私の役目としたい。

先生の判例研究に対する想いは、数多くの著書のはしがきに随所に表現されており、次のような文章に見事に尽きている。『会社判例の基礎』日本評論社（一

九八八年）のはしがき中の「法が現に生きていとうことは、その根から幹へ、幹から枝へ、枝から葉・花へと、一貫して樹液が流れること、つまり一つの体系として機能していることである。一つの判例はいわば一つの花にすぎず、それを摘みとってきてそれだけをいかに仔細に眺めても、生きている法そのものは判らない。その花を咲かせた樹木はどのような構造のものなのか、そして、土壌や気候という歴史的環境の中で、それはあだ花ではなく、咲くべくして咲いた花なのか、といったことを考えてはじめて生きている法をとらえることができる。」との一文であり、また『手形法の判例と論理』成文堂（一九八一年）のはしがき中の「判例はもともと、生きた法」としてわれわれに考えるきっかけを与えてくれるものではあるが、殊に手形法の分野においては、対象たる手形が企業の道具であるため、外在的な政策よりは、内在的なそれ自体の有用性によって、生きた法<sup>①</sup>のあり方が評価されることになるものといえるから、手形法に関する自分の論理を検証する試金石としても、判例はわれわれに立ち向かって来るもののおもわれる。手形法を学びながらいつも私の思うのは、もし正しい論理が展開

されるとするならば、それはかならず實際的にも正しい帰結に至るはずだということである。」との一文である。いずれも「生きた法」のあり方と判例研究のかわりを、見事に深くそして文学的に表現された文章となっており、先生の判例研究に対する学者としての真摯な想いがこめられているように思われる。先生は、自らの判例研究は当然のこととして、他の者による判例研究さえも疎かにされることは決してなかった。判例研究は、まさに倉澤商法学の論理の検証がそれによってなされる勝負の場だからであり、福澤先生の実学の真の意味の伝道者であることの自負がそのようにさせたのであろう。

また、先生は、商法研究会をこよなく愛されていた。津田先生が主宰されていた時代には、高島先生、米津先生、阪埜先生のいわば弟分としての立場を満喫しながら、自由奔放に津田先生達への挑戦者として論陣を張っておられた姿が印象的であったし、先生が研究会の主宰を務められた頃には、われわれのような若い(当時)研究者の挑戦をはねつけつつも、常に耳を傾け、やさしく指導してくださった姿が思い浮かんでくる。商法研究会は、われわれ慶應商法学に関わる者に

とっては心のふるさとであり、おそらく倉澤先生にとっても同じ思いのあるところであったのであろう。

今商法研究会にあるわれわれは幸せである。学問に迷ったとき、多くの先生方が築き上げて下さった商法研究会がやさしく導いてくれることが確かだからである。

(平成二十一年一月三日稿)

法学部教授 宮島 司